景観行政団体及び景観計画に関する省令の一部を改正する省令案に対するご意見

No.	主なご意見	回答
1	固有魅力維持向上区域内における景観計画の策定・変更の提案について、確認事項や提出書類、必要性を判断する際の手続き、判断結果・理由の説明に関する具体的な留意点について、記載例などを交えて示していただきたい。	景観計画の策定・変更の提案については、都市再生特別措置法第62条の15の規定に基づき、景観法第11条第3項及び第12条から第14条までの規定を準用するため、当該提案に係る景観計画の素案を添える必要があり、提案を受けた景観行政団体の判断等に関する手続きについては景観法第12条から景観法第14条に基づき行われます。 具体的な記載・確認事項については、各地域の実情に応じて、景観行政団体の判断で適正に設定されることが望ましいことから、一律に記載例等を示す予定はありませんが、いただいたご意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。
2	景観行政事務の処理開始に関する公示について、対象となる自治体、開始日などの公示事項や公示方法を明確にし、住民や関係事業者が必要な情報を容易に確認できるようにしていただきたい。	市町村が景観行政事務の処理を開始する際の手続きについては、景観法第98条第4項に基づき、景観行政事務の処理を開始する日の30日前までに都道府県が告示することとなっており、当然に対象となる自治体、開始日が告示されることとなっております。
3	改正後の制度の運用状況について、自治体や都市再生推進法人から課題を把握し、手続の分かりやすさ、地域の意見反映、景観形成への効果を検証するとともに、必要に応じて運用改善を行っていただきたい。	いただいたご意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。
4	都道府県が景観行政事務の処理を開始するにあたり、開始する旨及び開始日を公示する際、担当行政機関、相談窓口及び適用される手続を容易に確認できるよう、都道府県及び関係市町村のウェブサイト等で分かりやすく周知し、申請や相談が適切に引き継がれるよう窓口の案内と関係機関の連携の確保を求める。	都道府県が景観行政事務の処理を開始する場合の手続きについては、従前の景観行政事務が都道府県から市町村へ移管される場合の手続きと同様に景観行政事務の引継ぎには留意が必要であり、景観行政事務の移管により、新たに景観行政団体として景観行政事務を処理する地方公共団体は、景観計画の策定・変更手続、実施、運用等に当たって必要となる法委任条例を、新たに景観行政事務の処理を開始する日までに定め、同日に施行する等、適正かつ円滑な移行に十分留意するべきであることを景観法運用指針において周知しております。
5	今回整備した制度について、施行後は、提案件数、手続に要した期間、書類の補正状況、地域住民との調整における課題などを把握し、必要に応じて運用資料を改善すべき。	いただいたご意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。
6	案件ページには新旧対照表と概要のみが掲載され、改正後の省令案の本文が公表されていません。新旧対照表は縦書きで条文の対応関係等を読み取りにくく、「その他所要の改正」の具体的な内容も示されていないため、改正後の全文と所要の改正の具体的な内容を公表してください。	改正後の全文は、e-GOV法令検索よりご確認いただけます（https://laws.e-gov.go.jp/law/416M60001A00001）。 なお、「その他所要の改正」は、法律の条番号の変更を反映する改正を意味しています。
7	都道府県が景観行政事務の処理を開始する場合の公示について、都道府県を追加する背景の説明が薄く、公示の方法や時期、既に景観行政事務を処理している都道府県に公示が及ぶのかも示されていません。改正の趣旨と適用関係を明確にしていただきたい。	これまでは、①「都道府県に代わって市町村が景観行政事務の処理を開始する」ことしかできませんでしたが、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）により景観法が改正され、②「市町村に代わって都道府県が当該市町村の区域内の景観行政事務の処理を開始する」ことができるようになりました。このため、本省令を改正し、②の場合の手続を追加で規定したところです。 また、公示の時期については、景観法第98条第４項において、景観行政事務の処理を開始する30日前までに行うことと定められています。この公示は景観行政事務の処理を開始する時に行うものであるため、既に景観行政事務を処理している都道府県が改めて公示を行う必要はありません。
8	公布・施行は令和8年11月下旬で改正法の施行の日と同日とされるが、具体的な日付は未定であり、公布と施行が同日では景観行政団体となる地方公共団体や都市再生推進法人の準備期間がない。施行日を早期に確定して周知するとともに、施行前後の提案や協議の扱いについて経過措置の要否を説明していただきたい。	改正法の施行日については、パブリックコメント期間中に地方公共団体に対して事前に周知を行いました。 なお、今回の法改正により追加された提案制度については、施行日以前の提案等については無効となります。
9	景観計画の策定や変更において、外国籍の事業者や土地所有者に対する過度な配慮や、基準を緩和するような運用が行われないよう強く求める。日本の美しい景観と治安・住環境を守るため、すべての主体に対して一貫した厳しい基準を適用する必要がある。	景観法に基づき景観行政団体が景観計画を策定することで、「良好な景観を形成するための行為の制限」を定め、建築物等の形態又は色彩その他の意匠、高さ、壁面の位置、敷地面積その他必要な制限を行うことが可能です。 それぞれの制限については、個々の景観行政団体の判断において、地域の固有の特性に鑑み、必要な基準が定められており、景観計画区域内においては、事業者の国籍を問わず建築物の新築等に対しても適用することが可能です。
10	景観計画の策定・変更や運用において、地域住民の意見を実質的に反映させる仕組みの整備を要望する。事前周知と意見募集の徹底、意見の検討結果と理由の公表、歴史的景観等との調和の重視、大規模施設や宗教施設などの早期の説明と意見聴取、合意形成手続の明確化を求めます。宗教や国籍による差別のない公平な基準の適用と、判断過程の透明化を強く要望する。	地域住民の意見を景観計画に反映させる仕組みとして、景観法第９条第１項において、「景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定しております。 また、景観法第11条に基づき、住民等による景観計画の策定、改定の提案を行うことも可能です。
11	景観法の趣旨に鑑み、伝統的景観と著しく乖離する外観デザインや特定の建造物形態について、自治体が景観計画において客観的な形態・色彩基準を設定し、変更勧告や命令等の実効性ある法的措置を行えるよう、省令上の運用指針の明確化を要望する。	景観法に基づき景観行政団体が策定する景観計画においては、「良好な景観を形成するための行為の制限」を定めることにしており、建築物等の形態又は色彩その他の意匠、高さ、壁面の位置、敷地面積その他必要な制限を定めることが可能です。 これらの制限に適合しない事業に対しては、景観行政団体が、勧告や変更命令等を行うことができることとなっており、既往の運用指針等の技術的助言において周知を行っております。
12	国際化や外国人の受け入れに伴い地域社会のあり方が変化している時代だからこそ、日本の歴史や伝統、文化に根差した景観を守る行政の基本姿勢をより明確にする必要がある。外国人や外国資本による開発、宗教施設の建設等についても慎重かつ厳格に対応し、日本国民と地域住民の意思を尊重して、日本の美しい景観を将来にわたって守る行政運営を強く求める。	良好な景観は、地域固有の特性と密接に関係するものであり、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、多様な形成が図られるべきものであることから、景観法においては、各景観行政団体が景観計画において、良好な景観の形成に必要な事項を定める制度となっております。

※結果の公表に当たっては、意見の集約・要約を行っています。
※本省令案に直接関係のないご意見についても、今後の施策推進の参考といたします。